

山梨県公報

号外第五十五号

平成十七年

九月二十九日

木曜日

目次

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一
高速度道路株式会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則……………二

規則

山梨県規則第五十二号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦
山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表衛生薬務課の項第五十六号中6を11とし、11の前に次のように加える。

| | | | | | | |
|----|----------------------------|--|--|--|--|------------|
| 9 | 別表第一第一号子(3)の規定による講習会の受講の指示 | | | | | 所 保 長 健 |
| 10 | 別表第一第二号口(2)の規定による検便の指示 | | | | | 所 保 長 健 |

別表第二の三の表衛生薬務課の項第五十六号5中「別表第一第一号リ(2)」を「別表第一第一号子(2)」に改め、同号5を同号8とし、同号8の前に次のように加える。

| | | | | | | |
|---|-------------------------|--|--|--|--|------------|
| 7 | 別表第一第一号ト(3)の規定による報告及び指示 | | | | | 所 保 長 健 |
|---|-------------------------|--|--|--|--|------------|

別表第二の三の表衛生薬務課の項第五十六号中4を6とし、3を5とし、2を4とし、4の前に次のように加える。

| | | | | | | |
|---|----------------------------|--|--|--|--|------------|
| 3 | 第六条第一項の規定による食品衛生責任者の選任等の届出 | | | | | 所 保 長 健 |
|---|----------------------------|--|--|--|--|------------|

別表第二の三の表衛生薬務課の項第五十六号中1を2とし、2の前に次のように加える。

| | | | | | | |
|---|------------------------------|--|--|--|--|------------|
| 1 | 第二条ただし書の規定による公衆衛生上支障がない場合の認定 | | | | | 所 保 長 健 |
|---|------------------------------|--|--|--|--|------------|

別表第二の四の表大気水質保全課の項第五号中「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改め、同号1及び2を削り、同号3を同号1とし、同号4を同号2とし、同号5を同号3とし、同号3の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|---|---------------------------|--|--|--|--|--|
| 4 | 第五十二条の規定によるサーチライト等の使用停止命令 | | | | | |
|---|---------------------------|--|--|--|--|--|

別表第二の四の表大気水質保全課の項第五号6中「第五十二条」を「第六十六条第一号から第四号まで」に改め、同号6を同号5とする。

別表第二の四の表環境整備課の項に次の一号を加える。

| | | | | | | | |
|---|---------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 七 | 山梨県生活環境の保全に関する条例の施行に関する事務 | 1 | 第六十二条第一項の規定による計画の提出 | | | | |
| | | 2 | 第六十二条第二項の規定による計画の実施の状況の報告 | | | | |
| | | 3 | 第六十二条第三項の規定による計画及び実施の状況の公表 | | | | |
| | | 4 | 第六十六条第五号の規定による廃棄物総合計画の策定等に係る山梨県環境保全審議会の意見の聴取 | | | | |

整備等に関する規則を次のように定める。

平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

高速道路株式会社及び日本道路公団等民営化関係法施行法の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

(山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「、日本道路公団」を削る。

(山梨県ゴルフ場等造成事業の適性化に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県ゴルフ場等造成事業の適性化に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

(山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和六十年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条の表山梨県交通安全対策会議の項中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

(山梨県景観条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県景観条例施行規則(平成二年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

(山梨県障害者幸住条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県障害者幸住条例施行規則(平成五年山梨県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

(山梨県土地収用手数料条例施行規則の一部改正)

第六条 山梨県土地収用手数料条例施行規則(平成十二年山梨県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番